第一項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第一項の表一六の項を削る。

三十一　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

第三項の表一の項を次のように改める。

一	削除

三十二　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表六の項を次のように改める。

六	削除

第二項の表一五の項を削る。

三十三　平成十八年総務省告示第二百四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

三十四　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項を次のように改める。

二三	削除

第一項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

第一項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

第一項の表七一の項を次のように改める。

七一	削除

第一項の表七八の項を次のように改める。

七八	削除

第一項の表九三の項を次のように改める。

九三	削除

三十五　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四五の項を次のように改める。

一四五	削除

三十六　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二一〇の項を次のように改める。

210	削除

第一項の表四九八の項及び四九九の項を次のように改める。

498	削除
499	削除

第一項の表五六八の項を次のように改める。

568	削除

第一項の表五七一の項を次のように改める。

571	削除

三十七　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表四二の項を次のように改める。

42	削除

三十八　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

第一項の表一五九の項を次のように改める。

159	削除

第一項の表一八八の項を次のように改める。

188	削除

第一項の表一九三の項を次のように改める。

193	削除

第一項の表二〇五の項を次のように改める。

205	削除